

## 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 趣旨

過疎地域および離島振興対策実施地域における地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置に係る省令の適用期限の延長を踏まえ、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするもの。

### 2 概要

#### (1) 適用期限の延長

過疎地域および離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を令和3年3月31日まで延長する。（第3条および第4条関係）

#### (2) 改元に伴う規定の整理

### 3 施行期日等

公布日

※ 2(1)については、平成31年4月1日まで遡って適用する。

## 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）、離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）等の一部改正に伴い、過疎地域および離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を延長するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 過疎地域における課税免除の適用期限を令和3年3月31日まで延長することとします。（第3条関係）
- (2) 畦島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を令和3年3月31日まで延長することとします。（第4条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項および第4条第1項の規定は、平成31年4月1日から適用することとします。
- (4) その他所要の規定の整理を行うこととします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略	第1条 省略
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)から(6)まで 省略	(1)から(6)まで 省略
(7) 第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者および同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円)以上のものをいう。	(7) 第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者および同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円)以上のものをいう。
(8) 省略	(8) 省略
(過疎地域における県税の課税免除)	(過疎地域における県税の課税免除)
第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において当該過疎地域の公示の日から平成31年3月31日までの期間内に製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供するための第1種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。	第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において当該過疎地域の公示の日から令和3年3月31日までの期間内に製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供するための第1種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。
(1)から(3)まで 省略	(1)から(3)まで 省略
2から5まで 省略	2から5まで 省略
(離島振興対策実施地域における県税の課税免除)	(離島振興対策実施地域における県税の課税免除)
第4条 青色申告書を提出する法人または個人が離島振興対策実施地域内において当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日から平成31年3月31日までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、イン	第4条 青色申告書を提出する法人または個人が離島振興対策実施地域内において当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日から令和3年3月31日までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、イン

ターネット附隨サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1)から(3)まで 省略

2および3 省略

(地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税)

第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が同条第18項の規定に基づき公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対しては、不動産取得税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するものに限る。）を課さない。

2 地方活力向上地域内において、公示日から平成32年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税

ターネット附隨サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1)から(3)まで 省略

2および3 省略

(地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税)

第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が同条第18項の規定に基づき公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から令和2年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対しては、不動産取得税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するものに限る。）を課さない。

2 地方活力向上地域内において、公示日から令和2年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税

率により不均一の課税をする。

(1)および(2) 省略

3 および 4 省略

(促進区域における不動産取得税の不均一課税)

第6条 促進区域内において地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であつて、当該承認の日から平成35年3月31日まで（地域経済牽引事業促進法第14条第2項の規定により当該承認を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に促進区域内対象施設を設置した者について、当該促進区域内対象施設の用に供する家屋（当該促進区域内対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）またはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をする。

以下 省略

率により不均一の課税をする。

(1)および(2) 省略

3 および 4 省略

(促進区域における不動産取得税の不均一課税)

第6条 促進区域内において地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であつて、当該承認の日から令和5年3月31日まで（地域経済牽引事業促進法第14条第2項の規定により当該承認を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に促進区域内対象施設を設置した者について、当該促進区域内対象施設の用に供する家屋（当該促進区域内対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）またはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をする。

以下 省略